

設楽町道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町条例第12号

設楽町道路占用料条例の一部を改正する条例

設楽町道路占用料条例(平成17年設楽町条例第163号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年につき	710
	第2種電柱	1本1年につき	1,100
	第3種電柱	1本1年につき	1,500
	第1種電話柱	1本1年につき	630
	第2種電話柱	1本1年につき	1,000
	第3種電話柱	1本1年につき	1,400
	その他の柱類	1本1年につき	63
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル1年につ き	6
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につ き	4
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	620
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メート ル1年につき	380
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	1,300
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	530
	広告塔	表示面積1平方メート ル1年につき	270
その他のもの	占用面積1平方メート	1,300	

			ル1年につき		
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	26	
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	38	
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	57	
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	76	
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	110	
	外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	150	
	外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	260	
	外径が0.7メートル以上1メート ル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	380	
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年に つき	760	
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2条第2項 第5号に規定 する自動運行 装置による検 知の対象とし て設置する導 線その他の線 類	地下に設ける もの その他のもの	長さ1メートル1年に つき	4 13
		道路の構造又は交通の状況を 表示する標示柱その他の柱類		長さ1メートル1年に つき	1,000

	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	630
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	380
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,300
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,300
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	140
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	82
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,300
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	3
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	27
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	27
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	270
	標識		1本1年につき	1,000
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	3
		その他のもの	1本1月につき	27

	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	3
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	27
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	270
		その他のもの	1基1月につき	140
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年につき	1,300	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	27	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

設楽町道路占用料条例（平成17年設楽町条例第163号）新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)	占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年につ き	710	法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年につ き	770
	第2種電柱	1本1年につ き	1,100	第2種電柱	1本1年につ き	1,200	
	第3種電柱	1本1年につ き	1,500	第3種電柱	1本1年につ き	1,600	
	第1種電話柱	1本1年につ き	630	第1種電話柱	1本1年につ き	690	
	第2種電話柱	1本1年につ き	1,000	第2種電話柱	1本1年につ き	1,100	
	第3種電話柱	1本1年につ き	1,400	第3種電話柱	1本1年につ き	1,500	
	その他の柱類	1本1年につ き	63	その他の柱類	1本1年につ き	69	
	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メート ル1年につき	6	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メート ル1年につき	7	
	地下に設ける電線 その他の線類	長さ1メート ル1年につき	4	地下に設ける電線 その他の線類	長さ1メート ル1年につき	4	
	路上に設ける変圧 器	1個1年につ き	620	路上に設ける変圧 器	1個1年につ き	670	
	地下に設ける変圧 器	占用面積1平 方メートル1 年につき	380	地下に設ける変圧 器	占用面積1平 方メートル1 年につき	410	
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年につ き	1,300	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年につ き	1,400	
	郵便差出箱及び信 書便差出箱	1個1年につ き	530	郵便差出箱	1個1年につ き	580	
	広告塔	表示面積1平 方メートル1	270	広告塔	表示面積1平 方メートル1	350	

			年につき	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,300
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	26
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	38
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	57
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	76
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	110
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	260
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	380
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	760
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設	地下に設けるもの その他もの	長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき	4 13

			年につき	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,400
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	29
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	41
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	62
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	82
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	120
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	160
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	290
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	410
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	820
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,400

	置する導 線その他 の線類			
	道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ 他の柱類	1本1年につ き		1,000
	その他の もの	上空に 設ける もの 年につき	占用面積1平 方メートル1	630
		地下に 設ける もの 年につき	占用面積1平 方メートル1	380
	その他のもの		占用面積1平 方メートル1 年につき	1,300
法第32条 第1項第4 号に掲げ る施設			占用面積1平 方メートル1 年につき	1,300
法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	上空に設ける通路		占用面積1平 方メートル1 年につき	140
	地下に設ける通路		占用面積1平 方メートル1 年につき	82
	その他のもの		占用面積1平 方メートル1 年につき	1,300
法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの		占用面積1平 方メートル1 日につき	3
	その他のもの		占用面積1平 方メートル1 月につき	27
道路法施 行令（昭	看板（ア 一時的に 一チであ 設けるも		表示面積1平 方メートル1	27

法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	上空に設ける通路		占用面積1平 方メートル1 年につき	170
	地下に設ける通路		占用面積1平 方メートル1 年につき	100
	その他のもの		占用面積1平 方メートル1 年につき	1,400
法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	祭礼、縁日等 に際し、一時的 に設けるもの		占用面積1平 方メートル1 日につき	3
	その他のもの		占用面積1平 方メートル1 月につき	35
道路法施 行令（昭	看板（ア 一時的に 一チであ 設けるも		表示面積1平 方メートル1	35

和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。)	るものを 除く。)	の その他の もの	月につき 表示面積1平 方メートル1 年につき	
第7条第1 号に掲げ る物件	標識		1本1年につ き	270
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1本1日につ き	1,000
		その他の もの	1本1月につ き	3
	幕（令第7 条第4号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。）	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	その面積1平 方メートル1 日につき	27
		その他の もの	その面積1平 方メートル1 月につき	3
	アーチ	車道を横 断するも の その他 のもの	1基1月につ き	270
			1基1月につ き	140
令第7条 第2号に 掲げる工 作物			占用面積1平 方メートル1 年につき	1,300
令第7条 第4号に			占用面積1平 方メートル1	27

和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。)	るものを 除く。)	の その他の もの	月につき 表示面積1平 方メートル1 年につき	
第7条第1 号に掲げ る物件	標識		1本1年につ き	350
	旗ざお	祭礼、縁 日等 に 際し、一 時的に設 けるもの	1本1日につ き	1,100
		その他の もの	1本1月につ き	3
	幕（令第7 条第2号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。）	祭礼、縁 日等 に 際し、一 時的に設 けるもの	その面積1平 方メートル1 日につき	35
		その他の もの	その面積1平 方メートル1 月につき	3
	アーチ	車道を横 断するも の その他 のもの	1基1月につ き	350
			1基1月につ き	170
令第7条 第2号に 掲げる工 作物（太 陽光発 電・風力 発電）			占用面積1平 方メートル1 月につき	1,400
令第7条 第4号に			占用面積1平 方メートル1	35

<u>掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料</u>	<u>月につき</u>	<u>掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料</u>	<u>月につき</u>
--	-------------	--	-------------